

平成 22 年 8 月 31 日

(管財人広報メモ)

更生会社株式会社日本航空
更生会社株式会社日本航空インターナショナル
更生会社株式会社ジャルキャピタル
管財人 株式会社企業再生支援機構
職務執行者 瀬戸 英雄
職務執行者 中村 彰利
管財人 片山 英二

コンプライアンス調査委員会による調査報告について

管財人は、平成 22 年 8 月 26 日にコンプライアンス調査委員会から調査結果の報告を受けました。同委員会は、更生会社において行われてきた経営に関し、経営判断あるいは企業統治に問題は存するものの、旧経営者に刑事上および民事上の法的責任は認め難いとの結論に達し、また、管財人は、コンプライアンス調査委員会による調査結果を踏まえ、旧役員に対する損害賠償請求権が存在するとは認められないと判断いたしましたのでお知らせします。

管財人は、平成 22 年 3 月 2 日、才口千晴弁護士（前最高裁判所判事）を委員長、甲斐中辰夫弁護士（前最高裁判所判事）を副委員長とし、久保伸介公認会計士、深山雅也弁護士および植村京子弁護士を加えた合計 5 名の外部委員からなるコンプライアンス調査委員会を設置し、同委員会に対し、更生会社が経営破綻に至った要因、過去の重大なコンプライアンス上の問題およびその他の経営上の問題の調査を委嘱いたしました。

コンプライアンス調査委員会は、社内資料等を収集・分析するとともに、株式会社日本航空の歴代三社長をはじめ、役員・従業員等延べ約 85 名からヒアリングを行いました。また、郵送や E メールによる情報提供窓口を設置し、当該窓口寄せられた情報を調査対象項目およびその内容の端緒としました。

こうした調査の結果に基づき、コンプライアンス調査委員会は、過去の経営に関する旧経営者の法的責任の有無を検討するとともに、更生会社に内包する問題点、すなわち、肥大化した組織、脆弱な企業体質および財務、政官民のもたれ合いの構造、閉鎖的なセクショナリズム、企画経営部門と現場との遊離、経営トップの責任ある経営課題への取組みや経営判断の欠如ならびに全社的な危機意識の欠落等を指摘しました。そして、同委員会は、更生会社において行われてきた経営に関し、経営判断あるいは企業統治に問題は存するものの、旧経営者に刑事上および民事上の法的責任は認め難いとの結論に達したものです。

以 上